

非課税貯蓄みなし廃止に伴う個人番号提供のお願い

マル優・マル特をご利用のお客さまへ

マル優（※1）およびマル特（※2）をご利用のお客さまは、当金庫にマル優適用の預金等の残高がなくなった日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの間に、新たなマル優預金等の預け入れをいただけない場合は、その翌年1月1日にマル優等の廃止申告の提出があったものとみなし、当金庫から「非課税貯蓄みなし廃止通知書」を作成して、所轄税務署に提出しております。

※1 マル優：障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（障害者等のマル優）：所得税法第10条

※2 マル特：障害者等の少額公債の利子の非課税制度（障害者等の特別マル優）：租税特別措置法第4条

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月1日以降、「非課税貯蓄みなし廃止通知書」を税務署に提出する際、お客さまの個人番号が必要となります。
つきましては上記の条件に該当するお客さまは、1月31日までにお取引店舗まで以下の「お手続きに必要な書類」をご持参のうえ、お客さまの個人番号をお届けくださいますようお願いいたします。

お手続きに必要な書類

1. 個人番号（マイナンバー）を確認できる書類のうち、以下のいずれか1通

- ①個人番号カード
- ②通知カード
- ③住民票（個人番号記載のもの）
- ④住民票記載事項証明書（個人番号記載のもの）

2. 本人確認書類（①書類から1点、または、②書類から2点のいずれか）

- | | |
|--|--|
| ①顔写真付の本人確認書類（1種類） <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付）・旅券・身体障害者手帳・在留カード・特別永住者証明書 | ②顔写真なしの本人確認書類（2種類） <ul style="list-style-type: none">・各種健康保険被保険者証・国民年金手帳・印鑑証明書・住民票の写し・国税や地方税等の領収証書 |
|--|--|

3. その他

別途、お通帳、キャッシュカードをお持ちの場合、ご印鑑と一緒にご持参ください。